

返金制度

紹介した採用決定者（求職者）が一身上の都合により早期に退職した場合には、紹介前に取り決めた規定に基づき、領収済み紹介手数料の一部を下記の期間及び割合に応じて、採用決定者（求職者）退職日より14日以内に、返還する制度です。

【紹介手数料の返金割合】

入社日起算

14日以内退職	80%返金
1ヶ月以内退職	50%返金
3ヶ月以内退職	20%返金

紹介手数料返金の対象になるのは、紹介後、紹介した人材の事情により退職した場合のみです。雇い主側の事情により退職させた場合は、返金の対象にはなりません。